

エコアクション21

環境経営レポート（第13版）

（2020年7月～2021年6月）



令和3年8月2日作成

株式会社ひかり造園

目 次

I. 組織の概要	1
(1) 事業所名及び代表者名	
(2) 所在地	
(3) 環境管理責任者及び担当者連絡先	
(4) 事業内容	
(5) 事業の規模	
(6) 事業年度	
II. 実施体制	2
(1) 登録事業所	
(2) レポート対象期間及び発行日	
(3) 実施体制図	
(4) 役割・責任・権限	
III. 環境経営方針	3
IV. 環境経営目標	4
V. 環境経営計画	5
VI. 環境経営目標の実績	6
VII. 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画	7
VIII. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、 訴訟などの有無	8
IX. 代表者による全体評価と見直しの結果	9
X. 具体的取組内容	10

I 組織の概要

(1) 事業所名及び代表者名

株式会社ひかり造園

代表取締役社長 櫻井孝夫

(2) 所在地

本 社 静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目10番3号

TEL:054-253-6508 FAX:054-253-7605

E-mail:hikari-gk@ka.tnc.ne.jp

URL:http://www.hikari-zoen.com/

足久保倉庫 静岡県静岡市葵区足久保口組地内

(3) 環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 総務部 飯村繁隆

(4) 事業内容

総合建設業 静岡県知事許可(特-1)第4333号

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事

舗装工事、造園工事

産業廃棄物収集運搬業許可(自社工事物件のみ)

(許可番号:第02201161340号)

(5) 事業の規模

売上高 346,488千円

工事件数 227件

従業員 11名(うちパート1名)(2021年6月30日現在)

面積等

	本 社	足久保倉庫
従業員数	11名	無人
面 積	157.05㎡	18.56㎡

(6) 事業年度

7月~6月

II 実施体制

(1) 登録事業所 本 社 静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目10番3号
足久保倉庫 静岡県静岡市葵区足久保口組地内

(2) レポート対象期間 2020年7月～2021年6月
発行日 2021年8月2日

(3) 実施体制図



(4) 役割・責任・権限

	役割・責任・権限
代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間を準備 環境管理責任者を任命 環境方針の策定、見直し及び全従業員への周知 全従業員に対する教育、訓練の実施 環境目標、環境活動計画書を承認 代表者による全体の評価と見直しを実施 緊急事態への対応マニュアルの承認 環境活動レポートを確認し承認 環境関連法規等取りまとめ表の承認 取組に必要な手順書の承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築、実施、管理 環境関連法規等取りまとめ表の作成 環境目標、環境活動計画書を作成 環境活動の取組結果を代表者に報告 環境活動レポートの作成 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 緊急事態への対応マニュアルの作成 取組に必要な手順書の作成
部門長	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐 環境の負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 環境目標、環境活動計画書原案の作成 環境活動の実績集計 自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の確認 自部門の問題点の発見、是正、予防措置の実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 決められたことを守り、自主的、積極的に環境活動へ参加

Ⅲ 環境経営方針

《環境理念》

私たち株式会社ひかり造園は、総合建設業を環境産業と位置づけ、その事業活動を通じて、優しく美しい近隣の自然、大きくは地球環境を守るために、緑化や森林整備を推進し、積極的な環境保全及び環境創造の取組に貢献します。

《環境保全への行動指針》

次の事項について環境経営目標・環境経営計画を定め、継続的な改善に努めます。

- ①二酸化炭素の排出量の削減（低炭素社会への対応）
 - ・電力（本社事務所）
 - ・自動車燃料（社用車、ダンプ、トラック）
- ②廃棄物の削減及び再資源化の推進（循環型社会への対応）
 - ・一般廃棄物（可燃ごみ）
 - ・産業廃棄物（廃プラ、廃油）
- ③排水量の削減（水資源の保全）
 - ・一般水道水
- ④環境活動の推進
 - ・緑化推進事業、グリーン購入、地域での環境活動への積極的な参加

環境関連法規制よ当社が約束したことを遵守します。

環境への取組を環境経営レポートとして取りまとめ公表します。

制定日：2009年10月20日

改訂日：2020年7月1日

代表取締役社長 櫻井孝夫

IV 環境経営目標

【中・長期目的、目標】

目的	単位	基準年 (2019年)	上段：目標値		
			下段：2019年対比		
			2020年	2021年	2022年
二酸化炭素の削減※1	kg-CO ₂	64,609	99%	98%	97%
			63,963	63,317	62,670
廃棄物排出量の削減※2	kg	1200	99%	98%	97%
			1188	1176	1164
産業廃棄物の再資源化	%	97	98	98	98
水使用量の削減	m ³	16	99%	98%	97%
			13	13	13
コピー用紙使用量の削減	kg	340	99%	98%	97%
			337	333	330
グリーン購入の推進	%	100	100	100	100
緑化推進事業	回	1	1	1	1
地域社会への貢献	回	3	3	3	3
剪定・除草ゴミの再資源化	%	100	100	100	100

※1 電力のCO₂発生量については、中部電力の調整後排出量係数0.452kg-CO₂/KWhを採用

※2 事務所内の一般廃棄物

【短期目的・目標】

取組期間 2020年7月～2021年6月

	単位	基準年 (2019年)	2021年
二酸化炭素の削減※1	kg-CO ₂	64,609	63,317
廃棄物排出量の削減※2	kg	1,200	1,176
産業廃棄物の再資源化	%	97	98
水使用量の削減	m ³	14	13
コピー用紙使用量の削減	kg	340	340
グリーン購入の推進	%	100	100
緑化推進事業	回	1	1
地域社会への貢献	回	3	3
剪定・除草ゴミの再資源化	%	100	100

V 環境経営計画

		具体的な取組み	実施責任者
二酸化炭素	電気使用量の削減	・ 使用しない箇所の消灯	飯村繁隆
		・ 節電啓発ポスターの掲示	
		・ 適正温度の維持（夏28℃冬20℃）	
		・ 使用していないパソコンの電源OFF	
ガソリン,軽油使用量の削減	・ アイドリングストップの徹底	飯村繁隆	
	・ 急発進、急加速、急停止の防止		
	・ 不要な荷物は積まない（車内整理）		
廃棄物	一般廃棄物の削減	・ ごみの分別 ・ リサイクル品の活用	飯村繁隆
	産業廃棄物	・ 混合廃棄物の削減 ・ 廃棄物の現場内分別	高部 昇
水使用量	節水	・ 節水啓発ポスター掲示	飯村繁隆
		・ 垂れ流し使用厳禁	
紙使用量	コピー用紙使用量削減	・ 両面使用	飯村繁隆
		・ 印刷前の確認	
グリーン購入の推進	文房具	・ エコマーク商品の活用	飯村繁隆
緑化推進事業	植栽活動	・ 樹木、草花の植栽	高部 昇
地域社会への貢献	美化活動	・ ちいさな親切運動への参加	望月誠人
		・ 事務所周辺の清掃活動	
組織本来の取組	剪定・除草ゴミの再資源化	・ 再資源化の徹底と管理	望月 了

VI 環境経営目標の実績

【短期目的・目標・実績】

目的	単位	基準年	目標	実績	目標対比	評価
		(2019年)	2021年	2021年	(%)	
二酸化炭素の削減	kg-CO ₂	64,609	63,317	38,359	60.6	○
二酸化炭素の内訳 購入電力		9,895		9,927		
化石燃料		54,714		28,432		
一般廃棄物排出量の削減	kg	1,200	1,176	739	62.9	○
産業廃棄物の再資源化率	%	97.0	98.0	93.9	95.8	×
水使用量の削減	m ³	14	13	88	676.9	×
コピー用紙使用量の削減	kg	347	333	340	102.1	×
グリーン購入の推進	%	100	100	100	100.0	○
緑化推進事業	回	1	1	1	100.0	○
地域社会への貢献	回	3	3	2	66.7	△
剪定・除草ゴミの再資源化	%	100	100	100	100.0	○

Ⅶ 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

		具体的な取組み	実施責任者	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	評価
二酸化炭素	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・使用しない箇所の消灯 ・節電啓発ポスターの掲示 ・適正温度の維持（夏28℃冬20℃） ・使用していないパソコンの電源OFF 	飯村繁隆	○	○	○	○	○
	ガソリン・軽油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップの徹底 ・急発進、急加速、急停止の防止 ・不要な荷物は積まない（車内整理） 	飯村繁隆	○	○	○	○	○
廃棄物	一般廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別 ・リサイクル品の活用 	飯村繁隆	○	○	○	○	○
	産業廃棄物の再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・混合廃棄物の削減 ・兵器物の現場内分別 	飯村繁隆	△	△	△	△	△
水使用量	節水	<ul style="list-style-type: none"> ・節水啓発ポスター掲示 ・垂れ流し使用厳禁 	飯村繁隆	○	○	○	○	○
紙使用量	コピー用紙使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面使用 ・印刷前の確認 	飯村繁隆	○	○	○	○	○
グリーン購入の推進	文房具	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品の活用 	飯村繁隆	○	○	○	○	○
緑化推進事業	植栽活動	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木、草花の植栽 	高部 界	○	○	○	○	○
地域社会への貢献	美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ちいさな親切運動への参加 ・事務所周辺の清掃活動 	望月誠人	△	△	△	△	△

○：計画通り実施 △：一部出来なかった ×：出来てない

目的	評価に対するコメント	次年度取組
二酸化炭素	電気使用量の目標値は未達成であったが、ガソリン、軽油使用量も目標達成によって、二酸化炭素排出量の目標値の達成はできた。	エアコンは15年使用しており、買換えるか、業者による点検清掃を行い削減する。またガソリンは毎月の会議等で啓発を行い更なる意識向上を目指す。
廃棄物	コピー用紙の使用量については両面使用は勿論のことミスコピーの裏面使用等全社員の意識は一致。再資源化率のアップの為、発注ロスや工程管理の徹底。	ゴミ箱の分別を行いリサイクルできる物を多くするなどする。（缶、ペットボトルは100%リサイクル達成）産業廃棄物の再資源化を図るべく分別等の徹底。
節水	目標未達成であったが使用目的が限られている。	漏水対策で今後も使用量のチェックは継続的に行う。再度節水意識の徹底。
グリーン購入	グリーン購入出来るものは100%	今後も継続
緑化推進	圃場の有効活用	今後も継続
地域貢献	本社周辺の清掃活動、ちいさな親切運動は新型コロナの関係で参加はできなかった。	今後も継続
剪定・除草ゴミの再資源化	再資源化処理施設への持ち込み	今後も継続

Ⅷ 環境関連法規など遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実 施 手続き・順守事項	文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認
	届出、作業等	適用範囲	適用条件			
廃 棄 物 処 理 ・ リ サ イ ク ル						
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 塵ブラ <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラスくず <input type="checkbox"/> 陶磁器くず <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物（重量比0.1%超） <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯等）（2018年改正：6製品追加） <input type="checkbox"/> 水銀含有汚泥（水銀含有量15mg/kg超） 【特別管理産業廃棄物】	委託基準 1. 委託先の許可確認 委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書の5年間保存 管理票（マニフェスト）の交付義務 <input type="checkbox"/> マニフェストの交付 <input type="checkbox"/> 回収・照合（発行後B2,D票90日E票180日以内） <input type="checkbox"/> A,B2,D,E票保管(5年間) <input type="checkbox"/> 未回収戻り票の報告 <input type="checkbox"/> 交付状況報告（前年度実績、毎年6月30日まで）	・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の処分状況等の実地確認 ・施設能力等の公開情報の確認 ・委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、変更情報の伝達方法等）	○
	廃棄物の処理	廃棄物	現場保管	野外焼却の禁止 保管基準 （積み上げ高さの厳守、雨・風・悪臭発生に対する養生、保管場所の掲示板設置、仕切り設置等）	・法準拠マニフェストを使用 ・マニフェスト管理台帳にて回収日の管理、A票の照合欄チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認済み） ・未回収戻り等の措置内容等報告書（知事への報告）	○
廃棄物処理法	排出事業者	元請業者	廃棄物処理	元請が排出事業者となる	下請人が行う現場内保管は、下請人も保管基準を適用順守	○
	下請人による建設工事産物の運搬	小規模な工事での例外	1,500万円以下の維持修繕工事 2,500万円以下の取組の修繕工事のいずれかの工事で、かつ、以下のすべてを満たして運搬される廃棄物 <input type="checkbox"/> 1m ³ 以下/1回 <input type="checkbox"/> 元請業者等の所有施設への運搬	委託契約書で定める様式（運搬様式）により、下請人が産業廃棄物処理基準を順守して運搬できる	・元請業者がマニフェストを交付 ・請負契約書で定める必要があり ・運搬時は書面（廃掃法21条の3第3項）の備え付け必要	○
	下請人による廃棄物の運搬又は処分委託	下請け	下請人が廃棄物の運搬又は処分を委託する場合	当該下請人を事業者とみなして、委託基準及び管理票交付義務等適用順守	下請人が廃棄物処理許可業者で元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合は、従前通り当該元請業者には委託基準等が、	○
リサイクル法	解体工事、土工事、外構工事、型枠工事、木工事	指定副産物	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材 国土交通省関係：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設	・発生抑制（施工方法、資材選択） ・再利用、再生利用、再資源化努力	・責任者の配置	-
建設リサイクル法	新築工事及び解体改修工事	・解体工事：80m ² 以上 ・新築・増築工事：500m ² 以上 ・修繕・模様替工事：1億円以上 ・その他の工作物に関する工事（土木	【特定建設資材】 <input type="checkbox"/> コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート版を含む） <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> アスファルトコンクリート	<input type="checkbox"/> 発注者への書面による計画等説明 <input type="checkbox"/> 工事着手日7日前までに知事へ届出 <input type="checkbox"/> 発注者へ書面による完了報告 ・分別解体 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用	・発注者への計画等説明書と完了報告書 ・下請負者への告知書 ・知事への届出書（条例規定）	○
< 廃棄物・リサイクル その他の要求事項 >						
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物が発生する建設工事	建設副産物	建設発生土等	・発注者との連絡調整・管理及び施工体制の整備 ・協力業者の指導等 ・「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」の作成	実施状況の記録を1年間保管	○
大 気 汚 染						
オフロード法	フォードザ、バックホウ、クローラークレーン、くい打ち機、トラクタシャベル、ドリルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など	排出ガス基準適合表示	・適合証明 ・「2014年規制」 新車規制で平成26年10月以降		○
オゾン層保護法	解体工事、改修工事における空調設備、消火設備等	特定物質（CFC等）を使用する設備からの排出抑制	※2018年改正で特定物質代替物質（代替フロン）を規制対象に追加	専門業者による回収・破壊	・特定物質使用設備の有無確認記録	○
フロン排出抑制法（2019年改正、2020年施行）	機器の所有者（管理者）によるフロン漏えい点検	業務用冷凍空調機器（重機類のエアコン等を含む）	簡易点検：全ての業務用冷凍空調機器 定期点検：7.5KW以上の業務用エアコン、冷凍空調機器等	・簡易点検：3か月に1回以上 ・定期点検：1年に1回以上等（専門業者が実施） ・点検、整備の記録	冷媒漏えい点検・整備記録簿	○
騒 音 ・ 振 動						
騒音規制法	杭打ち機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	適用指定地域内での特定建設作業	環境大臣の指定（国土交通省の「低騒音型低振動型建設機械指定制度」機種は除く）	・知事（市町村長）へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて85デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9）	-
振動規制法	杭打ち機、くい抜き機、プレーカー、舗装版破砕機を使用する作業	適用指定地域内での特定建設作業		・知事（市町村長）へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて75デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9）	-
水 質 汚 濁 （ 排 水 ）						
下水道法	公共下水道への排水	公共下水道への排水	一日50m ³ 以上の汚水を公共下水道に排水する場合	・公共下水道管理者にあらかじめ届出 ・排水基準（有害物質は排水基準を定める総理府令）、生活環境項目については、条例による	・届出書（様式第4） ・沈砂槽等設備の設置及び監視（泥水の排水抑制）	-
河川法	河川への排水	河川への排水	一日50m ³ 以上の汚水を河川に排水する場合	・河川管理者にあらかじめ届出	・届出書（規則様式第8の3） ・沈砂槽等設備の設置及び監視（汚水の排水抑制）	-

違反、訴訟の有無：関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

Ⅸ 代表者による全体評価・見直し記録表

作成日: 令和3年8月2日

	項目		確認	(評価・コメント)
	1. 見直し関連情報	1	EA21文書	■
2		環境経営目標及び目標達成状況	■	今年度は二酸化炭素の排出量は合計で目標値を達成。
3		環境経営計画及び取り組み実施状況	■	ガソリンの使用量に於いて減少したことは、職員のエコアクションへの意識の向上だと思われる。この意識を常に持つことを会議等で話し合いこれからも持続していきたい。
4		環境関連法要求一覧及び遵守状況	■	法令遵守は当社の基本スタンスで有り、状況は良好である。
5		外部コミュニケーション・対応記録	■	良好
6		問題点の是正・予防処置の実施状況	■	特になし
7		取引先、業界、関係行政機関その他の外部動向	■	今年度は売上・利益ともに良い結果で終わることができたが、当社の取り巻く環境は依然厳しいものがある。
8		その他(□	
2. 代表者による全体評価・見直し指示	全体評価・コメント (環境経営システムの有効性、環境への取り組みの適切性等)		本年度は工事売上が昨年より下回ったが業績は良い結果を残せました。二酸化炭素排出量の目標は達成したが産業廃棄物の再資源化率、コピーの使用量と水使用量の目標の達成はできませんでした。それ以外の項目は達成したが今後の削減に期待。引き続き法令順守し環境活動に取り組んでまいります。	
	見直し項目		変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1	環境経営方針	有・無	
	2	環境経営目標・計画	有・無	
	3	環境経営計画・取組項目	有・無	
	4	環境に関する組織	有・無	
	5	その他のシステム要素	有・無	
6	その他(外部への対応等)	有・無		

X 具体的取組内容

①定例会における安全訓練、環境学習及び現場報告

